

「京都府豊かな森を育てる府民税」の第3期について

1 第3期の趣旨

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下「府民税」といいます。）は、森林の多面的機能の維持・増進を図り、府民生活の安心・安全を確保することを目的として、平成28年度に導入し、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に活用してきたところです。

府民税の課税期間は5年を1期とし、第2期に入った令和3年度からは、近年の集中豪雨等による災害の発生状況を踏まえ、府民税を活用した事業費の6割以上を防災・減災対策に充当し、森林内において流木災害が発生するおそれのある倒木や枯損木等の危険木の除去、さらには、インフラ施設や人家裏周辺での倒木のおそれのある危険木の伐採など、府内各地で取組を進めているところです。

また、森林資源の循環利用や森林の多様な重要性に関する府民理解の促進についても、住宅をはじめ民間の商業施設への木造・木質化に係る府内産木材の導入支援や、地域住民を対象とした木育や森林学習などの森林・林業の普及・啓発イベントにも取り組んできたところです。

この度、令和7年度に第2期の最終年を迎えることから、第3期に向けた府民税の方向性について、有識者会議による検討を重ねてまいりました。その結果、令和8年度以降の5年間も、これまでの成果と課題を踏まえた上で、引き続き、森林の多面的機能を維持・増進するための取組を継続し、より効果的な施策の展開による持続可能な森林づくりを進めてまいりたいと考えております。

※ 府民税活用事業（第2期）の事業概要は別添1のとおり

2 第3期に向けた方向性

（1）府民税の継続

ア 財政需要

府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能を維持・増進していくことが重要です。

有識者会議においては、現在の森林を取り巻く状況を考慮すると、森林の多面的機能の維持・増進を一層図るため、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に係る対策を、引き続き実施していくことが必要との意見をいただいたところです。

特に、激甚化する災害への対策の必要性を鑑みると、財源を縮小する時期ではないと考えられることから、防災対策をはじめ府民税を財源とした今後5年間の財政需要を算出いたしますと、国の補助事業など既存の財源だけでは対応することが困難な状況にあります。

こうしたことから、府民税を継続することとし、課税期間を5年間延長することとします。

イ 強化ポイント

近年の想定を上回る局地的な集中豪雨により、小規模な山腹斜面や溪流など、保安林に指定されていない箇所においても土砂や倒木が流出するなど、災害発生リスクのあるエリアが拡大しており、有識者会議における検討結果や市町村の意見を踏まえ、府民税を活用した取り組みを継続し、防災対策を一層強化する必要があります。

また、府民の暮らしや環境保全に大きく寄与する京都の森林は府民共有のかけがえのない財産であり、豊富な森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理につなげることが大変重要です。

そのためには、森林が持つ環境効果を含め、木材利用に対する意識も高まっている状況を好機と捉え、木材需要の多くを占める建築物への利用を図る必要があります。

・ 防災対策の強化

⇒これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施

・ 木材利用の拡大

⇒これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用する PR 効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施

ウ 課税の仕組み

森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受しており、その財源負担については全ての府民が等しく分かち合うことが重要であることから、従来と変わらず、個人府民税均等割の超過課税方式とし、年額 600 円の課税とします。

また、個人府民税均等割の超過課税は、用途が限定されない普通税に区分されることから、用途を明確化する必要があると考えております。そのため、従来と同様に、毎年の事業について税収の用途や評価結果の公表を行い、事業の透明性を確保するとともに、「京都府豊かな森を育てる府民税基金」により税収を積み立て、各年度の必要となる額を取り崩して事業に充当することで、一般財源とは区別して財源を管理し、会計処理上の明確化を図ることとします。

<第3期の概要>

課税期間：5年間（令和8年度～12年度）

課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式

課税額：年額600円

使 途：①森林の整備及び保全

②森林資源の循環利用

③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

（２）市町村交付金の取扱い

森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を府が強化して取り組む防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを図り、市町村における地域ニーズに応じたきめ細やかな取組に活用いただくことで、府の取組との両輪で対策を講じてまいります。

（３）森林環境譲与税との役割分担

森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用し、府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用してまいります。

３ 有識者会議及び市町村の意見

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議を開催し、府民税の継続の必要性や森林環境譲与税の役割分担を中心に意見をいただきました。

また、市町村との意見交換会を開催し、その結果を有識者会議で報告するなど、市町村の意見も丁寧に集約しながら検討を進めました。

※ 有識者会議における主な意見は別添２のとおり

＜有識者会議の開催状況＞

令和７年１月 第１回有識者会議（府民税の現状と第３期に向けた課題に係る意見聴取）
３月 第２回有識者会議（第３期 方向性に係る意見聴取）
５月 第３回有識者会議（第３期 素案に係る意見聴取）

４ 今後の予定

令和７年９月の京都府議会定例会に、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」改正案を上程し、京都府議会の議決を得た上で、令和８年４月から府民税第３期に取り組んでまいりたいと考えております。

豊かな森を育てる府民税活用事業(第2期) 実施事業の概要

金額は当初予算ベース(令和3年度～令和7年度計)

事 項	事業概要
I 森林の整備・保全（川上対策） 金額：2,098百万円	
森林防災機能強化事業	保安林又は保安林指定が前提となる森林において、市町村からの要望を受けて、流木の原因となる危険木の撤去、簡易構造物の設置、風倒木や倒木の恐れのある危険木の撤去、危険木伐採後に点在的に残存する立木の危険回避のための更新伐、危険木対策と一体で行う森林整備、簡易構造物の設置などを実施
豊かな森づくり総合対策事業	
(1)次世代につなぐ森づくり事業	森林資源の循環利用を促進し、豊かな森づくりを進めるため、再造林を促進するための植栽、下刈り、獣害対策への支援と花粉症対策苗木の安定供給対策を実施
(2)ふるさとの里山林保全活動推進事業	京都モデルフォレスト運動への府民参加の裾野を拡大し、府民ぐるみの森林づくりを更に推進するため、地域住民が森林保全活動を行うための里山林整備や里山学習を支援
(3)京の森林文化を守り育てる支援事業	地域住民や保全団体が行う、京の森林文化を将来の府民に伝える取組を推進するため、社寺の森や名木古木、伝統行事資源を地域住民や保全団体が保全再生する活動を支援
(4)豊かな森の恵み創造事業	特用林産物の生産振興を通して、森林の公益的機能の維持増進を図るため、生産基盤整備などを支援
II 森林資源の循環利用（川中・川下対策） 金額：548百万円	
ひろがる京の木整備事業	民間の施設や住宅などにおいて、府内産木材を利用した木造化や木質化、木製品の導入に係る支援等を実施
III 森林の重要性の啓発 金額：53百万円	
豊かな森林継承事業	森の魅力を伝えるため、府民参加の森林整備や木材利用を促進するセミナーや製品展示、林業技術のPRを行うとともに、森林に親しむ若者を育成するため、子供向けの木育イベントや森林学習の交流会、京都府産材活用の設計コンペを実施
IV 地域振興計画推進費 金額：50百万円	
広域振興局独自事業	森林資源の循環利用や森林の重要性の理解促進について、広域振興局が取り組む先導的な取組を実施
V 市町村交付金 金額：1,000百万円	
豊かな森を育てる府民税市町村交付金	市町村が実施する税の趣旨に合致する事業に対する交付金

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議の意見

＜府民税の継続の必要性＞

- ▶激甚化する災害への対策の必要性などを鑑みると、府民税の継続が必要である。
- ▶府が算出した財政需要は、継続の根拠として妥当である。
- ▶府民税を活用した防災・減災対策は、既存事業では対応できないきめ細やかな対応を実施することが、本来の趣旨と認識している。その趣旨から鑑みると、道路などのインフラの保全、地域住民のみが把握している箇所への対策といった地域ニーズへの対応などにも活用できるよう柔軟な運用をされたい。
- ▶防災・減災対策を強化して実施することは、今後の気候変動により激甚化する災害に対応できると考える。
- ▶木育や木の与えるやすらぎ空間の提供という観点からも、木材利用への期待が高まっており、木材の利用拡大は重要と考える。

＜市町村交付金の取扱い＞

- ▶森林環境譲与税が満額譲与されるなど、府民税創設時からの情勢の変化を踏まえた交付方法を検討することが必要である。
- ▶市町村の活用実態を踏まえて見直すことが必要である。

＜森林環境譲与税との役割分担＞

- ▶森林面積が少ない市町村での木材利用など、譲与税と使途が重複しているように見えるので、府民の理解が得られるよう両税の使途が明確となるよう整理が必要である。
- ▶府が示した役割分担の考え方は、府民税と森林環境譲与税との役割分担が明確にされたと評価できる。